

# 「産業雇用安定助成金」及び「出向マッチング支援」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。**

## 助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

### ※ [令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例]

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両者の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

## 対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）



## 助成率・助成額

- **出向運営経費**（上記※印の特例の場合の助成率は、中小企業2/3、中小企業以外1/2）  
出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部**を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

- **出向初期経費**（1人当たり10万円、ただし上記※印の特例の場合は対象外）  
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の設備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

## 詳細・その他

助成金の詳細につきましては、「**産業雇用安定助成金ガイドブック**」をご覧ください。厚生労働省ホームページの在籍型出向支援に関する専用ページから確認やダウンロードが可能です。その他専用ページには「**在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック**」や説明動画等の最新情報が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page06\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html)

産業雇用安定助成金  
ガイドブック



## 出向マッチング支援 — 出向先や出向元企業をどう探す？ —

（公財）産業雇用安定センターでは、出向先と出向元の**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

出向契約の準備等の相談も可能です。是非ご相談ください。

公益財団法人 産業雇用安定センター 石川事務所 電話:076-261-6047  
〒920-0869 石川県金沢市上堤町1番12号 金沢南町ビル4階 <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用安定センター



## お問い合わせ

出向マッチング支援について **076-261-6047** 公益財団法人産業雇用安定センター  
産業雇用安定助成金について **0120-603-999** コールセンター（受付時間 9:00-21:00 土日祝日含む）  
又は、 石川労働局 職業対策課・ハローワークまで